

令和4年2月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和4年2月21日

開会：午前10時00分～午前11時12分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委員 杉 岡 佐 緒 理

委員 田 中 満 公 子

委員 古 川 知 子

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 加藤 久隆 学校管理課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

教育センター長 佐々木 幸子 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

ほか担当職員

○教育長 それでは皆様、おはようございます。ただいまから教育委員会2月定例会を開催いたします。

それでは日程第1「会期について」お諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は江端教育長職務代理者を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3「前回会議録の承認について」、お諮りいたします。既に委員の皆様には12月21日に開催されました教育委員会12月定例会会議録案を配付しております。原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会12月定例会会議録案については承認することといたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の方法についてでございます。議案第7号及び第8号につきましては、いずれも守口市立図書館条例に係るものでございますので、一括して審議することといたしたいと思っておりますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認めまして、議案第7号及び第8号につきましては、一括して審議することといたします。

それでは次に、日程第4、議案第6号「守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第6号「守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案」。

守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案を、次のとおりとする。

令和4年2月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第6号「守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書1ペー

ジから3ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

本市におきましては、市立学校における学校事務の共同実施に向け、平成21年4月に学校事務支援センターを設置し、学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図るとともに、学校事務における処理体制の効率化及び学校運営の支援の充実等に取り組んできたところです。これまで、共同実施により、事務処理のミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化、事務職員の職務遂行能力の向上等の効果が見られる一方で、実施に当たっての権限・責任関係が明確でないこと、共同実施を行う業務の範囲が曖昧であることなどの課題も見られたことから、平成29年4月1日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、共同学校事務室の設置が可能となったことも踏まえ、本市におきましても、この間、共同学校事務室の設置に向けた研究と協議を重ねてまいりました。このたび、学校事務の責任及び権限を明確化し、学校事務職員の育成及びさらなる資質向上を図るとともに、学校組織における唯一の総務、財務等に通じる専門職である事務職員の職務内容を明確に位置づけることにより、事務職員のより一層効率的かつ組織的な校務運営への参画の実現に向け、議案書の2ページから3ページの新旧対照表のとおり、守口市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正しようとするものです。

改正の内容といたしましては6点ございます。

①まず、改正前の第21条については、「学校事務の共同実施を行うため、学校事務支援センターを置くことができる。」から、改正後の第21条として「共同学校事務室を置くことができる。」といたしました。

②次に、改正前の第21条の2については、共同学校事務室の設置に伴い、「支援センター」を「共同学校事務室」とし、「所長」を「室長」といたしました。

③次に、第21条の3については、室長の職務として、「室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。」という文言を加えております。

④次に、第21条の4については、構成員として、「共同学校事務室の室長及び職

員は、第1項の規定による指定を受けた学校であって、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てる。」という文言を加えております。

⑤次に、第21条の5については、「共同学校事務室において処理する事務」を表のとおり明記しております。

⑥最後に、改正前の第21条の3を、改正後の第21条の6として、「共同学校事務室に関し必要な事項は、別に定める。」といたしました。

なお、改正後の守口市立学校の管理運営に関する規則は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 おおむね、共同学校事務室は、何名ぐらいの構成になさる予定ですか。

○事務局 構成員としましては現在、4名を共同学校事務室に配置することを考えておりますが、守口市を3つのブロックに分けますので、4名のうち3名は、ブロック長を兼ねる形になります。

○委員 じゃあもう一つ。

○教育長 お願いします。

○委員 定期的に集まることがあると思うんですが、どれぐらいのペースでお集まりになるのか教えてください。

○事務局 基本的には、共同実施をしなければならない状況、例えば三手当の認定であったりとか、共同実施をすることが好ましいという場合には、適宜ブロック長もしくは室長の判断でお集まりいただき、3か月に1回ぐらいのペースで、事務の共同実施会議というものを行っていくことを現在想定しております。

○委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、他に御意見、御質問がないようですので採決いたしたいと思います。

議案第6号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第6号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、日程第5、議案第7号「守口市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案」及び日程第6、議案第8号「守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」を一括して議題といたします。議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第7号「守口市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案」、守口市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案を、次のとおりとする。

令和4年2月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

議案第8号「守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」、守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案を、次のとおりとする。

令和4年2月21日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第7号「守口市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案」及び議案第8号「守口市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」につきまして御説明申し上げます。

初めに5ページを御参照賜りたいと存じます。

守口市立図書館の自転車駐車場については、図書館利用者の利便性と利用者のサービスの向上を目的として、現在有料化に向けた整備をしており、令和3年12月市議会定例会にて守口市立図書館条例の一部を改正する条例案が議決されましたが、施行

期日については、工事の期間が定まっていなかったため、規則で定める日としておりました。このたび工事期間が確定したことから、施行期日を令和4年4月1日とさせていただきます。

続きまして、7ページから9ページを参照賜りたいと存じます。

守口市立図書館条例施行規則におきましては、市立図書館の利用及び貸出し等について必要な事項を定めております。令和4年4月より新たな自転車駐車を運用するに当たり、図書館の会議室等の利用者や、市又は図書館が主催する事業などの参加者、市内在住・在学する中学生以下の児童生徒等については、自転車駐車の利用時間が2時間を超えても無料で駐車できるように、新たな減免基準を規定し、併せましてその他の規定整備をするものです。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

特に御質問、御意見がないようですので採決いたしたいと思っております。

議案第7号及び第8号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第7号及び議案第8号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、日程第7、議案第9号「守口市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第9号「守口市文化財保護審議会委員の委嘱について」。

守口市文化財保護審議会委員の委嘱について、次のとおりとする。

令和4年2月21日提出、守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは議案第9号「守口市文化財保護審議会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。恐れ入りますが、11ページを御参照賜りたいと存じます。

守口市文化財保護審議会委員につきましては、守口市文化財保護条例第32条及び同条例施行規則第17条の規定に基づき、現在6名の委員を委嘱しております。今般、令和4年1月31日をもって現在の委員の任期が満了することから、守口市文化財保護審議会条例施行規則第17条第3項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間で、6名の委員が継続とし、委嘱をしようとするものです。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審査の上、御決定賜りたいと思っております。

○教育長　説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思っております。

議案第9号につきましては、原案どおり決定することに、御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長　異議なしと認め、議案第9号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、協議事項に移りたいと思っております。

協議事項1「令和4年度めざす守口の教育（案）」についての説明をお願いします。

○事務局　「令和4年度めざす守口の教育（案）」について御説明申し上げます。

本市におきましては、「郷土を誇りに思い、夢と志を持って、国際社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、社会が急激に変化していく時代において、教育委員会と社会教育関係部局が連携し、学校、家庭、地域の教育力を高め、生きる力と生涯学び続ける人の育成を目指し、本市の教育を推進しているところです。

令和4年度を迎えるに当たり、教育理念、基本方針、重点項目を明らかにした「令和4年度めざす守口の教育」を策定するため、本日は案の説明をさせていただき、協

議いただいた上で、3月定例会にて議案として提出し、御決定を賜りたいと考えております。

それでは資料、議案書13ページからの令和4年度（案）として、変更点に下線を引いたものと、もう一つ委員の皆様にお配りしております、今年度の「令和3年度めざす守口の教育」を併せて御参照いただきますようお願いいたします。

私からは、学校教育に係る変更及び新規挿入部分を中心に御説明申し上げます。

令和4年度は、全体的に目指す成果等を明確にするとともに、市民の方など、誰が見ても分かりやすい表記となるよう、文言の追加や変更を行っております。

議案書では15ページ、めざす守口の教育のページ数1ページ、こちらにはめざす守口の教育の概要として、教育理念、基本方針、重点項目を示しており、教育理念「郷土を誇りに思い、夢と志を持って、国際社会で主体的に行動する人の育成」を図るため、「学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育」として、社会教育関係部局と連携して推進していくことを示しております。

学校においては、「学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育」、家庭・地域においては「育ちを支える教育コミュニティづくり」に係る取組みを進めるため、5つの基本方針と11の重点項目を掲げております。

2ページには、教育理念のもと、基本的な考え方と小中一貫教育について示しております。こちらにつきましては、令和3年度より、変更等はございません。

3ページは、「令和4年度教育委員会の主要施策」について、「連携・協働・信頼」の3つの視点と、「主要施策」に分けて記載しております。

主要施策の1つ目、「学力向上の取組みの推進」において、令和4年度の新規施策として、学力向上推進教員を配置することから、「学力向上推進教員を中心とした組織的な取組みにより『授業改善の推進』と『自学自習力の育成』を図るとともに、」を追加しております。

3つ目の「地域の課題解決力の育成」につきましては、新規に追加した項目です。



守口の歴史、文化、暮らしなどを学ぶことができるデジタル教材を作成し、児童生徒が自分の住む地域に関心を持ち、地域が抱える課題を解決しようとする意欲や態度などを育むことについて示しております。

4つ目の「安全・安心な教育環境整備の推進」につきましては、「守口市新しい学校・園づくり審議会」での、子どもたちが主役の魅力ある学校づくりをする柱とする答申を踏まえ、教育環境向上を目指し、安全・安心な教育環境整備に取り組んでいくこと、令和4年度においては、熱中症対策として屋内運動場の空調設置に向けた取り組みを進めることなど、全文を変更しております。

5つ目の「『学校における働き方改革の推進』について」は、さらに取り組みを進めていくため、新たに導入予定の学校・家庭間デジタル連絡ツールや、民間活力を活用した勤務時間外の電話対応等を追加いたしました。

以上が主要施策の変更点でございます。

5ページからは、学校教育に係る基本方針に沿い、重点項目と、その具現化のための具体的な取り組みを示しております。学校が、取り組むべき具体的な内容を明確に把握し、確認をしながら取り組みを進められるよう、基本方針、重点項目そして「具体的な取り組み」と構成しております。基本的な考え方に大きな変更点はございませんが、重点項目に関し、目指す成果等を明確にするとともに、関連する項目を整理・統合しております。

5ページ、基本方針1「命を守る」では、児童生徒のたくましく生きる健康と、体力づくりと安全・安心な環境づくりを図るため、2つの重点項目を掲げております。

重点項目1「健康・体力づくりの充実」では、リード文にて、これからの時代に求められている生涯スポーツの視点をおさえ、4つの具体的な取り組みを示しております。具体的な取り組みでは、令和3年度8項目ありましたものを精選・重点化し、関連する項目を整理・統合するとともに、①「自己点検カード等を活用し、児童生徒が調和の取れた生活習慣を工夫改善する取り組み」というように表現を変更し、取り組みにより児

児童生徒にどのような力をつけるかなど、具体的な成果を明確に示す形で、全文を変更しております。

次に、重点項目2「安全・安心な環境づくりの推進」では、リード文にて、危機管理体制・安全管理体制の充実、保護者、地域、関係諸団体との連携、また感染症対策をおさえ、具体的な取組みを12から8つに整理・統合するとともに、同様の観点で文言を変更しております。

6ページ、基本方針2「学力を伸ばす」では、児童生徒一人一人の学力向上と個性・創造性の伸長を図るため、3つの重点項目を掲げております。重点項目3「授業改善の推進」では、リード文にて、「主体的・対話的で深い学び」を通じた授業改善に努めること、学習規律と言語能力の育成を図ることをおさえております。また、学習用タブレット端末等のICT機器を効果的に活用すること、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実した学習を展開していくことをおさえております。具体的な取組みでは、協働学習支援ツール、オンライン授業等、現在、取り組んでいる内容を加えつつ、同様の観点で文言を変更しております。

次に、7ページの重点項目4「自学自習力の育成」では、リード文にて、家庭学習の充実や読書習慣の定着、学校での取組みをおさえ、具体的な取組みを7つから5つに整理・統合するとともに、同様の観点で文言を変更しております。

次に、8ページの重点項目5「支援教育の充実」では、リード文にて、きめ細やかな教育の推進、中学校区での連携強化、教職員の資質向上、指導体制の確立をおさえ、10の具体的な取組みを示しており、同様に文言を変更しております。

9ページからの基本方針3「心を育てる」では、児童生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成を図るため、3つの重点項目を掲げています。9ページの重点項目6「人権教育の充実」では、リード文にて「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みの充実や、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」を踏まえた教育活動全体を通しての人権意識の醸成をおさえ、6つの具体的な

取組みを示しており、同様の観点で文言を変更しております。

次に、10ページの重点項目7「道徳教育の充実」では、リード文にて、「特別の教科 道徳」における、指導と評価を一体化させた授業改善等をおさえ、5つの具体的な取組みを示しております。こちらにつきましては、新規項目はございません。

次に、重点項目8「生徒指導、キャリア教育の充実」につきましては、リード文にて、意識調査を活用した生徒指導の充実、機能的な校内体制、日頃からの児童生徒理解、市・学校いじめ防止基本方針に基づく取組み、中学校区内の連携強化等をおさえ、具体的な取組みを12から11に整理・統合し、文言を変更しております。

続いて、11ページからの基本方針4「学校力を高める」では、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため、2つの重点項目を掲げております。重点項目9「学校経営の改善」では、リード文で学校運営協議会等を通じた家庭・地域との共有、明確なビジョンの設定、「地域とともにある学校づくり」の展開、学校経営の改善等をおさえ、具体的な取組みを11から6つに整理・統合し、文言を変更しております。

最後に、12ページ、重点項目10「教職員の資質向上・研修の充実」では、リード文で、今後の社会の変化に対応できる組織的・継続的な研修の実施、不祥事防止に向けた取組みの継続的な実施等をおさえ、具体的な取組みを同様の観点で10から7つに整理・統合し、文言を変更しております。

以上簡単な説明ではございますが、学校教育に係る内容を説明させていただきました。

続いて、社会教育に係る内容につきまして、生涯学習・スポーツ振興課の宮垣課長より御説明申し上げます。

○事務局　それでは、社会教育に係る内容を御説明申し上げます。

基本方針5「生涯学べる社会をつくる」では、市民の学びを広め、人と人との絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力のある地域

づくりを目指します。重点項目11「社会教育の振興」では、現在の社会環境の変化に伴い、地域における人と人のつながりや連帯感、支合いの意識が希薄化している中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や、他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成を支援します。加えて、各中学校区等に設置されている学校運営協議会などが、各地域のコミュニティと連携・協働し、地域の絆をつくり、地域の教育力の向上を図れるよう支援します。また、守口市立図書館を核とした図書サービスの充実と、市民の課題解決への支援を図るとともに、成人基礎学習及び青少年健全育成活動への支援をはじめ、心豊かで自立した社会教育の実現に寄与できることが期待されます。さらに、市民の財産である文化財を次世代に継承していくための調査・研究を行い、心のよりどころとなるような文化資源として保存・活用する取組みを進めてまいります。

以上、「令和4年度めざす守口の教育（案）」の教育理念、基本方針、重点項目の説明とさせていただきます。以上です。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問や御意見はございますでしょうか。

○委員 めざす守口の教育の最後のページに、「守口市学力向上プラン」というカラー刷りの一枚ものがありますが、これはどう捉えたらいいんですか。基本方針2「学力を伸ばす」を、一目で分かるように俯瞰できるようにしたものなんでしょうか。この説明がなかったように思いますが。私自身はこれはすごく見やすく、一番携帯するにはいいものだと感じますのでお聞きしました。

○教育長 「守口市学力向上プラン」の位置づけも含めて、事務局から補足説明をお願いします。

○事務局 委員が今おっしゃいました「守口市学力向上プラン」でございますが、こちらにつきましては、令和3年度から令和5年度までの3か年で計画しているものです。学力向上に特化したプランでございますが、本市としましては授業改善の推進と自学自習力の育成の二本柱を掲げております。各学校ではこれに基づいて、「学力

向上推進プラン」を作成しているところでございます。

○委員 理想としては、それぞれここに書いてあることを、教職員一人一人が自分なりに解釈をして実践していくというのが一番大事なんですけど、例えば印刷したものを各教職員は持っているんですか。

○事務局 印刷をして各学校で配布しているかどうかは把握しておりませんが、少なくとも電子データについては、各教員にわたっているものと思います。

○委員 電子データでも見ようと思えばいつでも見られますけれども、印刷物として持っているほうが、より親近感が増すのかなと思います。

○事務局 補足でございますが、「めざす守口の教育」の電子データについては、各学校に策定次第、速やかに送らせていただいております。教員一人一人には、校務用パソコンが整備されておりますので、いつでも自分のパソコンから「めざす守口の教育」の内容は確認できるような状況です。

以上でございます。

○教育長 今、委員からも御指摘いただきました「守口市学力向上プラン」や「めざす守口の教育」については、「守口市教育大綱」や総合教育会議で作っていただいたものをよりどころにして、毎年の年度計画を「めざす守口の教育」が担っていて、一方「学力向上プラン」については少し中期的なプランとして3か年計画で実施していました。それぞれ「守口市教育大綱」に基づいてつくってはいるんですが、その関係が分かりにくいと思われましたので、この令和4年度案の4ページ『「めざす守口の教育」の位置づけについて』部分は、昨年度に図示して掲載しました。そこにも守口の「学力向上プラン」はどのような位置づけなのか、大綱に繋がるものとするべきか、などが分かりやすいよう工夫していきたいと思っております。いろいろ御意見をいただけたらと思っております。

また、これまで「めざす守口の教育」の内容を一人一人の先生にきちんと理解した上で取り組んでいただくよう呼びかけてきたところではあるんですが、今回市民の皆様

さんにもより分かりやすいよう表現などを工夫しておりますので、また教育委員会として令和4年度はこういうことに力を入れていくんだということを、積極的に情報発信していかないといけないと思いました。

○委員 「めざす守口の教育」について、各校長先生から教職員に令和4年度の変更点が各学校の実情を踏まえた内容などを説明される仕組みは、どうなっていますか。

○事務局 「めざす守口の教育」につきましては、まだ案の段階ではありますが、まず3月の校長会で示させていただきます。その後、4月当初に校長・教頭両管理職を集めまして、「めざす守口の教育」についての説明を市教委からさせていただきます。その後各学校にて、管理職からそれぞれの教職員に説明をするというような流れになっております。

以上でございます。

○委員 「令和4年度めざす守口の教育（案）」の10ページ、重点項目8の具体的な取組みの11番目、「学習用タブレット端末からのキーワード検索（自殺・家出等）へのフィルタリングによる見守り」についての質問なんですが、これはそういったキーワード検索を全くできないようにするという認識でいいのでしょうか。

○事務局 それにつきましては、特に子どもたちを危険にさらしてしまう自殺とか、家出に関連するキーワードを検索しようとする、そのページに飛べないようになっています。そこに飛ぼうとすると、こちらで設定しております相談窓口周知のページなどが子どもたちの端末に表示される設定をしています。それと同時に、管理サイトからこちらに通知が来ることになっておりまして、どこの学校のどの端末がいつ検索をしようとしたかを知ることができます。その検索履歴によって、必要に応じて各校と連携しながら子どもを見守り、必要があれば指導するという体制を取っております。

○委員 個人も特定できて、そうやって子どもにフォローできるという体制が整

っていることに安心しました。あと、併せてなんですけど、子どもたちのそういったSNSなどのトラブル防止に向けた授業というのは説明されていると思うんですけど、できましたら保護者向けのそういった授業を、年に1回していただけるとうれしいかなと思います。大人だからしっかり分かっているというものではなくて、なかなかそういうものに不慣れな親もたくさんいますので、子どもたちだけじゃなく、保護者向けのそういった講座をまた検討していただけるとうれしく思います。

○事務局　ただいまの御意見ですが、これまでですと、委員がおっしゃったように児童生徒向けの授業を行っており、プラスで保護者も一緒に交えて、そういう外部機関を呼んでお話をさせていただく機会というのを設けておりましたが、昨今コロナ禍でなかなかそういう機会を設けることができない学校が増えております。今年度で言いますと、大久保中学校区で中学校区フォーラムを開催した際に、地域の方に来ていただいてSNSの教室を開く予定にしていたんですけども、そういった緊急事態宣言の期間中でしたので、動画配信の御案内をさせていただく場面もございました。各学校でそのように保護者向けの教室も開くことができるよう、我々のほうとしても支援していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員　2点あります。まず1点目ですが、文章の中にRPDCAという言葉が出てくるんですけども、個人的にはV-R-PDCAがいいのではないかなと思っております。と言いますのは、本日の課長の御説明の中にも度々、目指す成果とか目指す学校像とか、当然ですけど目指す子ども像ということを、やっぱり現場の先生たち、管理職の先生たちも含めてですけども、今までより一層意識してもらいたいというメッセージがたくさんございました。今回そういう形を変えて、リサーチして目指す学校像があって、その間でPDCAを回して改善していくということを明確に出すということは一つどうかなと思いました。

それから2つ目に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

○教育長　続けて、お願いします。

○委員 2つ目なんですけれども、文言で違和感を感じるところがあります。どこかと言いますと、5ページの基本方針1の第2段落の冒頭のところです。ここは第1段落の最後のところで新しく加えられた「同時に、児童生徒が自らをかけがえのない個として大切にし、安定した心身で生活する力、強い不安やストレスにも対処できる力を、全ての教育を通して培っていくことが求められます。」とあり、これは、レジリエンス力ということだと思えるんですけれども、その土台となる、たくましく健康な心と体というところなんです、必ずしもその後ろにも続きますように、児童生徒が置かれている環境からいくと、たくましく健康という単線型ではなくて、もう少し複線型に、いろんな体力とかいろんな心もありながら前に進めていくというのが、より現場の教職員の皆さんには受け止めていただきやすいのではないかなと思いました。ですので、「たくましく健康な」というのが必要なのかな、どうなのかなと、感じた次第です。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。また、御意見等を踏まえまして修正をさせていただきます。

○委員 すみません。3ページの一番下の主要施策の中の、「地域の課題解決力の育成」のところなんです、今年度はデジタル教材を作成したということでも期待しているんですが、せっかくだったら総合学習の成果を地域の皆さんに発表できる場とかがあればいいのではないかなというふうに思っています。地域の人々と一緒に身近な問題を考えていくような発表の場があれば、また子どもたちも楽しくやる気を持って活動できるんじゃないかなというふうに思いました。

○事務局 御意見ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、子どもたちは学んだことをインプットするだけでなく、やはりアウトプットすることで、確かなものにすることができると思います。また、そういったアウトプットをする場が設定されていることで、より意欲を高めて学習することもできるかと思っておりますので、学校の



ほうでそういった取組みがまた進んでいくよう、指導・助言していきたいと思いをします。

○教育長　ほかに、いかがでしょうか。

読んでいただくと、いろいろお気づきの点などあろうかと思いをしますので、またお気づきの点とか、こういうことを入れるともっとよくなるんじゃないかとか、ここは学校現場の方やそれから市民からも分かりにくいんじゃないかというような御指摘をいただけるとありがたいです。また、我々事務局の方でも一生懸命文言を考えましたが、こういう表現の方がいいんじゃないか、といったようなことも御提案いただけると非常にありがたいと思いをします。ぜひ委員の皆様からいろんな御意見をいただきたいと思いをしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、協議事項の1につきましては、ここまでとさせていただきます。

それでは次に、協議事項の2「来日外国人教育に関する指導の方針の改定について」の説明をお願いします。

○事務局　それでは協議事項、「外国人児童生徒等の教育に関する方針（案）」につきまして説明をさせていただきます。恐れ入りますが議案書32ページ、並びに委員の皆様にごのちお配りします現行の方針を御参照いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

初めに、改定する件につきまして御説明申し上げます。現在の「在日外国人教育に関する指導の方針」は、1993年（平成5年）に制定され、2003年（平成15年）の改定から20年近く経とうとしています。策定当時、在日外国人教育の中心は、在日韓国朝鮮人問題であり、日本人児童生徒が正しい歴史認識を持ち、在日韓国朝鮮人児童生徒が本名を名乗り、民族的自覚と誇りを持って生きていける環境づくりを課題の中心としていました。一方、本市立学校に在籍する在日外国人児童生徒の国籍が、アジア圏を中心として多様化している状況を受け、これまでに培ってきた指導を生かし、多文化共生の視点を持ってより広い国々に対応した取組みへと発展させているところであります。こうした状況の変化と現状に対応した教育方針を確立し、共生社会

の実現を目指した実践を推進するため、このたび「在日外国人教育に関する指導の方針」を改訂することといたしました。

内容について説明いたします。前文では総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を基本的な考え方としつつ、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情、ニーズ等も踏まえ、本市に必要な多文化共生施策を立案し、総合的に推進していくことが「第6次守口市総合基本計画」の中で示されていることを前提に、国際化の進展に伴い本市においても外国人の増加が見込まれていることから、言語・宗教・習慣など価値観の多様化によって生じる様々な人権問題を解消するために、私たち一人一人が常に問題意識を持ち、多文化共生の視点から互いを理解し、尊重する態度を身につけることが不可欠であることを示しています。また、外国人の子どもが就学しやすい環境整備を一層進める必要があることを示した上で、学校教育においては児童生徒一人一人が、自らの国の歴史や伝統、文化に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等に理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていくことができる資質能力を育成するため、評価と指導、生徒指導、学級経営などあらゆる教育活動を通じて人権尊重の精神に立った学校づくりを基盤としつつ、各教科等における異文化や自らの国の学習の関連を図りながら、多文化共生教育を推進する重要性について示しつつ、学習や生活に不安を抱える日本語理解が困難な外国人の児童生徒等が、より円滑に学校生活に適応し、他の児童生徒と協働しながら必要な資質・能力を身につけ、自らの進路を決定できるよう日本語指導や他言語に対応した環境整備など充実させ、国籍に関係なく全ての児童生徒が教育を受ける機会を保障していく必要性についても示しております。

最後に、本市の学校教育においてこれまで取り組んできた内容を示しつつ、これまでに培ってきた指導や支援方法等を生かし、教職員一人一人が人権尊重の精神に徹し、次に示す10の事項に留意しつつ、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導や支援を組織的に行い、外国人児童生徒等の教育の充実に向けた取組みが大切であることを示しております。記書きについて、本方針との改正部分と併せて説明させていただきます。

きます。

それぞれの項の対象といたしましては、1項・2項につきましては全ての児童生徒を、3項から8項については外国人児童生徒等を、9項・10項につきましては教職員・保護者・地域を対象とした内容としております。

1項では、現方針にも示されているように人権教育の推進について、人権に関する意識・態度・実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標や狙いに基づく各教科等の指導が有機的・相乗的に効果を上げることができるよう留意しつつ、学校の教育活動の全体を通じて行うことを示しております。

2項では、現方針にて在日韓国朝鮮人生徒を主とした内容で示したことを、全ての児童生徒一人一人が互いの歴史・伝統・文化等を尊重しつつ、多様な異文化や人々の生活・習慣・価値観等の違いを認め合い、創造的な関係を構築する態度や、能力を身につけることができる多文化共生教育を推進することについて示しております。

3項では外国人児童生徒や、外国にルーツのある児童生徒のアイデンティティ確立のためには、母語や母文化の習得が重要であることから、通訳の活用や外国人児童生徒交流会等の活動を通じて、母語や母文化を学習できる環境づくりについて示しております。なお、外国人児童生徒が本名を使用することは、アイデンティティ確立に関わることから、本人・保護者の意思を尊重しつつ、本名を使用することができるよう取り組むことと示しております。

4項では、来日直後の外国人児童生徒等が、言語はもちろん文化や習慣の違いから、生活のあらゆる場面で困難に直面することから、日本の学校生活や社会生活について必要な知識、日本語を使って行動する力を身につけさせることで、学校生活や社会生活へ適応できるよう支援することについて本方針より新たに示しております。

5項では、日本語理解が困難な外国人児童生徒等について、個々に適した日本語指導を行うこと、学習に必要とされる言語能力の育成について新たに示しています。

6項では、現方針においても進路指導の充実を図ると示されておりますが、本方針

では外国人児童生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるよう、外国人児童生徒等とその保護者を対象に日本の高校入試制度や学校生活など、中学校卒業後の進路選択に必要な情報を多言語で提供する場の紹介など進路指導、キャリア教育の充実についてより具体的に示しております。

7項では、外国人児童生徒は就学義務がないため、不就学という問題が生じやすくなることから、教育委員会が中心となり市内に住む就学前の子どもたちを含めた外国人児童生徒の就学機会の確保に努めることについて新たに示しております。

8項では、外国人児童生徒等にとっては社会生活・学校生活の多くがストレスの原因となることから、日本の学校に適応し、居場所が確保されることが重要であるため、自分を受け入れ、安心させてくれる人のいる居場所を確保するとともに、校内外の多様な相談窓口について周知に努めることを新たに示しております。

9項の教職員研修については、現方針にもありますが、内容を「すべての教員が、多文化共生や外国人児童生徒等の背景理解、日本語の理解や表現を支援する方法など、基本的な知識をもって指導に当たれるよう、教職員研修の充実を努めます。」と改定し、示しております。

10項の保護者、地域への啓発についても、9項同様、現方針より内容を「外国人児童生徒等の教育を推進するに当たっては、保護者、地域の理解・協力が得られるよう啓発に努めます。」と改訂し、示しております。

以上、「外国人児童生徒等の教育に関する方針（案）」についての説明とさせていただきます。本日説明させていただいた案を協議いただいた上で、本市方針の決定につきましては、3月教育委員会定例会にて議案として提出させていただき、御決定賜りたいと考えております。よろしく願いいたします。

○教育長　説明が終わりました。何か御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

○委員　　まだしっかりと読めていないんですけども、この平成15年の文書はやはり変えたほうが良いところがあると、私は思います。しっかりと読ませてもらって、気づいたことがもしあれば、事務局に意見として提案させてもらいたいと思います。

○教育長　　ほかに、いかがでしょうか。

○委員　　文言として加えるかどうかは、ちょっとまた検討していただきたいんですけど、こういった方々がスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーを活用する際に通訳の方が入られるようなことが進めばいいなというふうに感じております。

○教育長　　これまでの在日外国人教育に関する指導方針は副題もついていたり主として在日韓国朝鮮人児童生徒への支援が主だったわけですが、近年様々な国からルーツを持つ方が本市にも居住して、私たちと一緒に生活をして、子どもたちと一緒に学んでいるというような現状を踏まえて、来日したばかりで、日本語が不自由で、勉強もなかなかついていけなかったりする中で、言葉は通じなくても友達をつくって、仲良くしている姿などを見ると、きめ細かく支援していかないといけないと改めて思いました。今学んでいる子どもたちをしっかりと支援していくことも大事な視点だと思いますし、将来、本市もますます国際化していくのは避けられないと思いますので、いろんなルーツを持つ方に対して差別や偏見をするのではなく、また分断社会にならないように、一緒に理解して尊重していくということは、本当に大事なことだと思います。そういうことについて学校教育を通して、子どもたちにその重要性ということを理解してもらえるように教育を進めていかなければいけないと思います。そのきっかけとなるように、この基本方針をより良いものにしていきたいと思っております。在日韓国朝鮮人の方へのこれまでの取組みを否定しているものではないので、そういった取組みを基本的に踏襲し、より広い外国人教育の方針に発展させたような形で今回つくらせていただきました。特に、5番から8番は、今回初めて盛り込みました。国の動向なども参考にしながら、事務局で考えましたが、また皆さんのほうからも、こういった視点も大事なんじゃないかとか、ちょっと分かりにくい、とかいうような

ことも含めて、また御意見を寄せていただけるとありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 今後の流れについてですけれども、先ほどもお伝えさせていただいたとおり、教育委員の皆様から今後また御意見をいただいた上で、また、校長会や各種団体等にも広く意見を求めて案を作成し、3月定例会で議案として提出させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

では協議事項2につきましては、ここまでとさせていただきます。

何か連絡、報告はございますでしょうか。

○事務局 ただいまお配りさせていただきました資料は、1月定例会以降の感染拡大の状況を学校ごとにグラフ化させていただいたものです。オミクロン株の感染拡大に伴い、各学校において非常に多くの学年閉鎖が起こっている状況でございます。表につきましては、ホームページに毎日掲載させていただいております。今回は定例会用に各学校の状況を学年ごとに取りまとめさせていただいておりますので、また御確認をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長 特定の学年によっては、10日ぐらいにわたる休業期間になっているところもあります。オンラインでの授業も実施していただいておりますが、各学校で子どもたちの学習状況をしっかり把握しながら、子どもたちにちゃんと学習が定着しているか、休業期間中に子どもたちがいろんなストレスとかを抱えることもあるかと思っておりますので、きめ細かな子どもたちの心理状態の把握とかも、しっかりやっていかないといけないと思っております。

では、ほかに報告、連絡等がありましたら、お願いいたします。

○事務局 教育センターより、GIGAスクールに関連する内容について御報告をいたします。

1点目は、学習用タブレット端末の利活用に関するガイドラインについてです。今年度4月より児童生徒や保護者、教職員に周知し、運用しておりますこのガイドラインについて、活用のルールも含むものですが、今後も全校で学習用タブレット端末をはじめICT機器を活用して学習を深めていけるよう、いま一度ガイドラインに沿った指導を行っていく予定としております。

内容につきましては、今年度のICT教育が大きく進んだことを受け、児童生徒や学校の実情に合わせて一部文言の修正や整理を行い、学校と家庭での扱いを大きく区別しない、フィルタリング等の安全対策を示す、破損の原因となる事柄を具体的に示すなど、工夫をいたしました。また、4月に新入生を迎えるので、今後も学習でのICT活用を進めてまいります。

2点目は、教員及び児童生徒を対象とした教育の情報化に関するアンケートの実施についてです。こちらは毎年度質問項目等の見直しを行いながら実施しているもので、今回も今必要とされるICT活用スキルや、学習における活用状況を測ることが出来るものとなりました。結果をしっかりと分析し、後日報告をいたしますとともに今後の取組みに反映してまいります。

3点目は今もお話がありましたが、学校の臨時休業等におけるオンライン授業についてです。出席停止などでやむを得ず登校できない児童生徒への授業配信は従前より実施しておりましたが、この1月・2月にかけて多く起こっております学年閉鎖に当たっては、現在全ての学校でオンライン授業を実施しております。ホームルームや授業などの時間割、そして学校の円滑な組織対応など、各校の良い取組みの事例を全校で共有しながら、非常時でも教育活動を継続するよう市全体で取り組むことができっております。今後も学習の充実には力を入れてまいります。

教育センターからは以上です。

○教育長 何か御質問、御意見とかはございますでしょうか。

それでは、ほかに連絡、報告等がありましたら、お願いいたします。

ちょうど今、2月議会が3月の中旬ぐらいにかけて開催されており、令和4年度の予算案もこれから審議される予定です。以前に皆さんから令和4年度に向けて、教育委員会でこういうことを充実していったほうが良いというような御意見をいただきましたが、結果、全体としては前年度より増えるような形で予算が計上されました。残念ながら読書や学校図書館といった部分では力が及びませんでした。決して予算がつかなかったからやらなくていいということではなくて、予算がつかなくてもこれは大事なことだと思いますので、できることを模索しながら、子どもたちの読書の推進に向けてしっかりと取り組んでいかないといけないと思っております。今後、議会での承認というような流れになりますが、令和4年度に掲げた新規施策を充実していくことができるように、事務局でもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。また、皆様からも御助言をいただけたらありがたいと思いますので、どうかよろしく願いします。

それでは、本日の2月定例会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

閉会：午前11時12分